

| | |
|---|--|
|  JWRC 水道ホットニュース | (財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp |
|---|--|

英国（イングランド及びウェールズ）の水道水質規則の改正について （その2）

3. パブリックコメントで提起された問題点と政府の対応（概要） - 続き -

3.3 ガイドンスの作成（Development of guidance）

（意見）

規則の詳細についてはガイドンスや裁判所の決定に委ねられているものが多くあることから、いくつかの提案についてはコメントが困難であるとの懸念が示されている。特に「Ofwat（水道サービス規制庁）」は、新たな罰則規定に関するガイドンスを求めている。

業界は、「DWI（飲料水検査局）」とともにガイドンスを作成することを希望し、規則改正が確定すれば、ガイドンス作成のための時間とプロセスを理解したいとしている。

（政府（Defra）の対応）

ガイドンスや裁判所による公式見解を通じて、明確化がさらに必要とされる分野が多くあることは避けられないものである。「DWI」が新たな罰則についての限られたガイドンスを提供することはできても、最終的には裁判所が決める事柄である。

3.4 罰則（Criminal offence）

（意見）

規則の中に新たな罰則を設けることに懸念が示されているが、いくつかの回答者は元の法令よりも改正案の方を好んでいる。

（政府（Defra）の対応）

水道会社は、既に法律によって水道水を消毒し適切に処理する義務を負っている。失敗をすれば罰則が科されるということは均衡がとれたものであり、合理的な方法であると政府は考えている。

3.5 クリプトスポリジウムの基準（Cryptosporidium standards）

（意見）

業界は概して、リスクアセスメント及びリスク管理手法を維持する一方で、現行規則のクリプトスポリジウムに関する規定を改正する案を歓迎している。しかし、基準を完全になくすることには抵抗があり、水道水におけるクリプトスポリジウムに関する専門グループ（通称「バウチャー委員会：Bouchier Committee」）が改正案について検討すべきであるとしている。逆に、一つの組織は、クリプトスポリジウムのモニタリングに関する現在の取り決めが維持されることを望んでいる。

(政府 (Defra) の対応)

バウチャー委員会は 2006 年に解散しており、そこで改正案をレビューすることは不可能である。業界が更なる取り組みに向けて独自の行動を起こすことは自由であるが、保健当局と連携しながらということになる。

一方、いくつかの回答者は、代替措置が実行される前に、法定のクリプトスポリジウムモニタリング規定がなくなることについて懸念を示している。そして、改正基本規則第 27 条 (Risk assessment) により必要とされる水道会社のリスクアセスメントが終了するまでは、現行のスキームのもとに、クリプトスポリジウムのモニタリングが続けられるよう経過措置を設けることを、政府は受け入れることとした。

(注) 具体的には、以下の「参考 3」に示したような経過措置が設けられている。

(参考 1) 改正基本規則第 27 条 (リスクアセスメント) (仮訳)

- 1 本条は、規則第 4 条第 1 項の目的のために供給される水に係る全ての浄水施設及び配水システムについて適用する。
- 2 全ての水道会社及び兼備ライセンス事業者は、浄水施設又は配水システムによって供給される水に重大なリスクが存在するかどうか確認するため、浄水施設及び接続された配水システムのリスクアセスメントを行わなければならない。
- 3 前項に従い、全ての水道会社又は兼備ライセンス事業者は、次の各号に応じてリスクアセスメントを行わなければならない。
 - 一 浄水施設及び接続された配水システムのいずれかが次の各号に該当する場合は、2008 年 10 月 1 日以前
 - ア 2007 年 10 月 1 日において稼働
 - イ 2008 年 10 月 1 日以降に稼働予定
 - 二 前号に該当しないその他の全ての浄水施設及び接続された配水システムは、それらから水を供給する以前
- 4 全ての水道会社及び兼備ライセンス事業者は、リスクアセスメントのレビューを継続しなければならない。
- 5 国務大臣は、水道会社又は兼備ライセンス事業者に送達される通知書により、通知書において指定された日までにリスクアセスメント又はレビューが行われるよう要求することができる。

(注) 第 6 項は省略

(参考 2) 兼備ライセンス (combined license)

この形態は、水道水を現行の水道会社の供給システムに注水するとともに、その水道水を顧客に売るもの。

(参考 3) 改正基本規則 (経過措置第 4 条) (仮訳)

- 1 当該法令が施行される直前まで、水道会社又は兼備ライセンス事業者に対して、以下の各号を適用する。
 - 一 旧規則第 27 条に規定するリスクアセスメント実施の義務は、当分の間、新規則第 27 条に基づくリスクアセスメントの実施の義務とみなし、その義務は効力を有する。

(注) 以下は省略

3.6 モニタリングの要求と規制影響分析 (Monitoring requirement and RIA)

(意見)

追加のモニタリングの要求は費用が高く、リスクを基にしたものでなく、水枠組み指令の要求を超えたものであると業界は考えている。また、分析手法の感度、干渉及び性能試験についての詳細な指摘もある。環境庁は、モニタリングの要求が水枠組み指令の要求に合致していないとの懸念を示している。

(政府 (Defra) の対応)

政府は提起された課題について検討し議論する意思はあるものの、詳細な指摘の多くは今の時点ではあまり適切なものではないと考えている。修正案はよりリスクを基としたものであり、パブリックコメントに対する回答を考慮に入れ、水枠組み指令の要求事項の適切な実施に貢献するものとなると政府は認識している。

3.7 猶予期間等 (Timescale)

(意見)

採水分析体制の修正のための時間的猶予の必要性と、上下水道料金の上限について行われる 2009 年の定期的なレビュー (PR09) に手続きを統合する必要性を巡って、多数の問題が提起された。

(政府 (Defra) の対応)

モニタリングを減らしたことによって、モニタリングに関する規定が効力を有する前に長い猶予期間を設ける必要性も少なくなったと政府は考えている。「DWI」は、水道会社等への情報レターを通じて、業界に原水モニタリング規定の導入を事前通告している。また、政府は「PR09」の手続きとの統合の必要性を認識しており、そのように業界とともに取り組むこととしている。

4. 「消毒 (Disinfection)」等の規定 (仮訳)

旧基本規則第 26 条 (原水の浄水処理: treatment of raw water) は、改正基本規則第 26 条 (消毒及びその他の浄水処理方法: Disinfection and other treatment arrangement) に置き換えられる。

(参考 1) 改正基本規則第 26 条 (消毒及びその他の浄水処理方法)

- 1 本条第 4 項の規定を満足しない場合にあつては、規則第 4 条第 1 項の目的 (訳者注:(1) 調理、飲用、食べ物の準備又は洗濯から成る又はそれらを含む家庭向けの給水、(2) 食物が製造される施設への給水) ために水を供給する前に、水道会社又は兼備ライセンス事業者は以下の措置を講じなければならない。
 - 一 水を消毒すること
 - 二 必要な場合には、水の消毒の準備をするために、水を前もって十分に処理すること
- 2 本条第 3 項は、いかなる特性、生物又は物質であっても、人の健康に被害を及ぼすおそれのあるレベルで水源に存在する場合に適用する。
- 3 本条第 4 項の条件を満足しない場合にあつては、その水源の水を用いて規則第 4 条第 1 項の目的のために水を供給する前に、水道会社又は兼備ライセンス事業者は、水源の水について十分な浄水処理プロセスの設計及び連続運転を行わなければならない。

(注) 以下は省略

(参考2) 改正基本規則第2条における「消毒」の説明 (Interpretation)

「消毒」は、水の中に存在する全ての病原微生物及び病原性寄生虫を「除去」又は「人の健康に対して無害化」するための浄水処理プロセスを意味し、「消毒された」とは、それに対応して解釈されるものとする。

(英文原文)

"disinfection" means a process of water treatment—

(a) to remove, or

(b) to render harmless to human health,

every pathogenic micro-organism and pathogenic parasite that would otherwise be present in the water; and "disinfected" shall be construed accordingly;;";

5 . 地下水への紫外線処理の適用

(訳者注) 2007年9月に政府 (Defra) から出された「パブリックコメントに対する政府の対応」の中で、紫外線処理に関連して以下のような記述がされている。

(1) 協議事項9についての対応

「DWI」は、紫外線を用いたオーシストの不活化に関するガイダンスを提供することを計画している。

(2) 規制影響分析第48項 (地下水サイト)

現在、51の地下水サイトで重大なリスクがある。これらのサイトのうち23箇所では既に膜ろ過が確認されており、規定されたモニタリングは必要がないであろう。残りの28箇所は、最適な解決方法に関して評価が行われているところである。

改正基本規則では、「除去」に代替するものとして、生物の「不活化」を認めるオプションを導入することとしている。

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。